

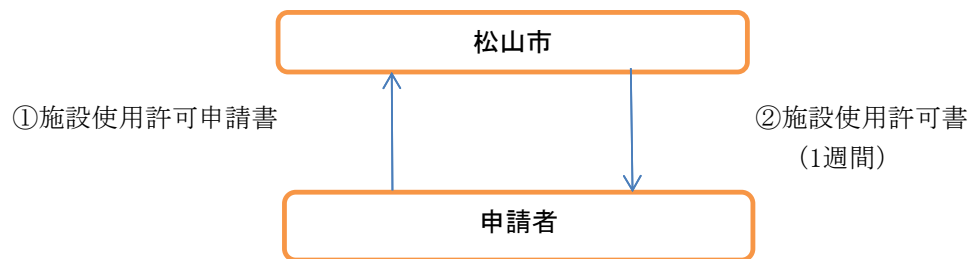
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	施設使用の許可	
処 分 の 概 要	粟井農村環境改善センターの使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市粟井農村環境改善センター条例(平成16年条例第94号)	
条 項	第4条	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判断基準	<p>松山市難波地域活性化センター条例第5条の規定(準用)に該当しないものを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市粟井農村環境改善センター条例</p> <p>第4条 松山市難波地域活性化センター条例(平成16年条例第97号)第3条及び第5条から第13条までの規定は、改善センターについて準用する。</p> <p>松山市難波地域活性化センター条例</p> <p>第3条 活性化センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をするときは、活性化センターの管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、活性化センターの使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を毀き損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が活性化センターの管理上支障があると認めたとき。</p> <p>松山市難波地域活性化センター条例施行規則</p> <p>(活性化センターの使用許可の申請) 第4条 条例第3条第1項の規定により活性化センターの使用の許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、活性化センターの使用を許可したときは、施設使用許可書(第2号様式。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、使用許可決定の予定日を申請者にお知らせする。